

健康寿命を伸ばそう！

町介護課 ☎ 055-272-1106

町いきいき健康課 ☎ 055-224-9010

口腔（お口）フレイル予防に取り組みましょう

口腔（お口）フレイルって何？

長年の生活習慣など、様々な原因で年齢とともに、噛む・飲み込む・話すといった口腔の機能が衰えていく状態のこと。

そのままにしておくと…

心と体の両面で衰えてしまい、様々な病気になるやすくなります。



しっかり予防していけば…

- ▶ 健康寿命を延ばすことにつながり、生活の質（QOL）が向上。
- ▶ 食事や会話を楽しむ力を維持でき、明るい気持ちで生活できる。



こんな症状が出てきたら

歯科医師や歯科衛生士に相談しましょう

食事

食べこぼしが増える、むせやすくなる、噛む力が弱くなる など

会話

滑舌が悪くなる、口が乾く など

その他

口臭が気になる、口角炎、舌の動きが悪くなる など

気になることがある時は、どんなことでもお早めにご相談下さい。



今回は「具体的な口腔フレイル予防」について紹介します。

町税務課住民税係 ☎ 055-272-1104

令和6年度に定額減税

しきれないと見込まれた方へ

追加の給付金（不足額給付金）が支給されます

令和6年分所得税の確定に伴い、令和6年度に実施した調整給付金に不足が生じた方に追加の給付金を支給します。

不足が確認できた方には、町から「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。

対象となる方

令和7年1月1日時点で、市川三郷町に住民登録がある個人住民税の納税義務者で、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の要件に該当する方

不足額給付Ⅰ

【対象者】

- ▶ 令和5年所得と比べ、令和6年所得が減少した方
- ▶ 子の出生などで、令和6年中に扶養親族が増えた方
- ▶ 令和6年度調整給付後に税額修正が生じたことにより調整給付額に不足が生じた方

【支給金額】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき金額と、当初調整給付額との間で生じた差額

不足額給付Ⅱ

【対象者】※次の要件のすべてに該当する方

- ▶ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割が、ともに非課税（定額減税前税額が0円）
 - ▶ 税制度上、「扶養親族」に該当しない（扶養親族等としても、定額減税の対象外）
 - ▶ 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税等世帯等への給付金、令和6年度新たな非課税等世帯への給付金）の世帯主・世帯員に該当しない
- ※支給要件に該当するのにも関わらず、町から通知が届かなかった場合はお問い合わせ下さい。

【支給金額】

1人あたり原則4万円。ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

町防災交通課消防防災係 ☎ 055-272-1175

そのとき、あなたは動けますか？

8月31日 日 8時20分から

尊い命と財産が一瞬にして奪われる大規模災害。昨年には能登半島地震により北陸地方に甚大な被害があったほか、最近では鹿児島県のトカラ列島において前例がない頻度で地震が発生するなど、全国各地で大きな被害が生じています。

町では、こうした自然災害に備え、8月31日に町総合防災訓練を実施します。町民の皆さまのご参加をお願いします。

自助・共助の重要性

災害対応には「自らの命は自らが守る」こと（自助）と「自分たちの地域は自分たちで守る」こと（共助）がとても大事です。自身での備えを増やすことが、自分の命や大切な人の命を守ることに繋がります。平時時から家族・地域で考え、みんなで備えましょう！

防災訓練では、各家庭でこの4つを実践して下さい。

- ✓ 家具の固定
被害を最小限にするため、家具の固定をして下さい。
- ✓ 非常用持出袋の用意
重くならないように、中身は必要最小限に留めて下さい。
- ✓ 非常食や飲用水の備蓄（水は1人1日3リットル）
まずは3日分、家や倉庫などに分散して備蓄しましょう。
- ✓ 家族会議
家族の安否確認、連絡方法を確認しましょう。

避難行動要支援者制度

避難時に支援が必要な方は申請を！

避難時に地域の方の支援が必要な方は、「避難行動要支援者」として登録申請をして下さい。

【対象者】

- 身体障害者手帳1～3級 ■療育手帳A判定
- 精神障害者手帳1、2級 ■要介護3～5
- 65歳以上で一人暮らしの虚弱高齢者
- その他援護を必要とする方

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。
※個人情報取扱いについての同意・緊急連絡先・地域支援者への依頼（同意が必須）が必要です。
※申請済みで内容に変更がある方は、届出をして下さい。
※必ずしも優先的な支援を約束するものではありません。

【申請場所・問い合わせ】

■町福祉課社会福祉係 ☎ 055-242-7057

申請が必要です

最優先はあなた自身の安全確保

シェイクアウト訓練

8月31日 日 午前8時20分より約1分間

地震はいつ、どこで起きるかわかりません。緊急地震速報や、地震発生時には、自分の身の安全確保を最優先して下さい。

【実施区域】市川三郷町全域

【実施内容】午前8時20分に町の防災行政無線放送とエリアメールにより周知します。下の図を参考に、すみやかに地震から身を守る安全行動をとって下さい。（約1分間 その時にいる場所で）

シェイクアウト訓練での3つの安全運動



より詳細な訓練方法等はこちら





地域密着型 買取専門店／

おたからや 市川三郷店

金色・銀色していたら
それって価値のある物かも！
一度お持ち込みください



貴金属・ジュエリー

金・銀・プラチナ
金貨 インゴット
ダイヤモンド
ルビー・サファイア
エメラルドなど

ブランドバッグ ブランド時計

ヴィトン エルメス
シャネル セリーヌ
ロレックス オメガ
パテックフィリップ
オーデマピゲなど

骨董品

掛け軸 カメラ
香木 ブランド食器
ライター ジャンク時計
古銭 テレカなど

ご挨拶

身の回りにあるもので、使わなくなった金・貴金属やデザインの古くなったブランド品など、処分されようとしていた物が、本当は価値のある物だったりします。眠っているお宝がありませんか？『これ売れるかな？』と思ったら是非おたからや市川三郷店にお問い合わせ下さい！



店長
井戸 順子



おたからや市川三郷店

所在地 / 山梨県西八代郡

市川三郷町市川大門1384-1

定休日 / 不定休

営業時間

月 火 水 木 金 土 日

10:00～18:00

● ● ● ● ● ● ●

電話番号 / 0552-25-3032

山梨県公安委員会
471042022046号



ひとり親家庭医療費受給 対象者は申請を！

受給者証の有効期限は8月31日です。
次の条件に当てはまる方は申請をして下さい。なお、現在ひとり親家庭医療費を受給している方には、7月下旬に申請書を送付しました。

■対象者

ひとり親家庭の父または母、および児童

■必要書類

- ①認定申請書
- ②「ひとり親家庭医療費を受けるにあたって」
- ③申請する父母・子全員の健康保険の資格内容がわかるもの
- ④令和7年1月2日以降に本町に転入された方は前住所地発行の『令和7年度所得課税証明書』

■所得制限

申請者の前年分の所得税が非課税で、かつ扶養義務者の前年（令和6年1月から令和6年12月）の所得が下の表の所得制限内の方

扶養義務者の所得制限

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円

※平成22年度の税制改正で廃止された年少扶養控除などを含めて再計算した時、非課税になる場合も含まれます。

児童扶養手当を受給している方、現況届の提出を！

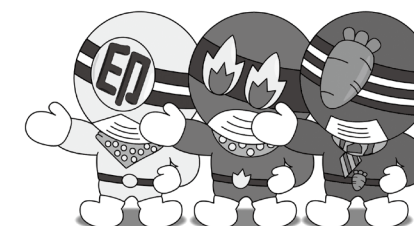
児童扶養手当は、父母の離婚等により18歳まで（障害を有する場合は20歳未満）の児童を監護する父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

現況届は、前年の所得や家族状況などを確認し、継続して手当を受給するための大切な届出です。現況届の提出がない場合は、その年度の11月分以降の手当を受けられなくなります。

また、提出をしないまま2年を経過する

と、時効により受給資格がなくなります。

児童扶養手当受給資格のある方には7月下旬に現況届を送付しましたので、必ず8月中に提出して下さい。



ひとり親家庭医療費受給者証更新 児童扶養手当現況届 提出期間・提出先

■提出期間

8月1日(金)～29日(金) 午前9時～午後5時
(土日祝日を除く)

8月16日のみ土曜日も受付を行います。

■提出先

町役場子育て支援課

8月13日(水)～15日(金)は町役場1階大会議室

上記時間内での提出が難しい場合はご相談下さい。

町子育て支援課子育て支援・保育係
☎ 055-224-9011

母子・父子・寡婦家庭の皆さん

ご相談下さい！

お子さんの 入進学に必要な資金計画

大学や高等学校に入進学する際には、入学金・授業料のほか、施設設備費や制服代などの経費が必要です。

県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入進学に必要な資金計画についてのご相談に応じています。まずはお早めにご連絡下さい。

母子・父子・寡婦福祉資金 貸付限度額の例
(公立高校・自宅通学の場合)

○ 修学資金 月額2万7千円

○ 就学支度資金 15万円

※貸付には審査があります。

問 峡南保健福祉事務所 福祉課 ☎ 0556-22-8148

